

令和4年8月24日

道路局 国道・技術課

橋梁等の2021年度(令和3年度)点検結果をとりまとめ ～道路メンテナンス年報(2巡目の3年目)の公表～

- 2013年度の道路法改正等を受け、2014年度より道路管理者は全ての橋梁、トンネル、道路附属物等について、5年に1度の点検が義務付けられています。2018年度に1巡目点検が完了し、2019年度から2巡目点検が実施されています。
- また、道路の舗装については、今後の効率的な修繕に向け、舗装の現状を把握することを目的に、国土交通省では2016年度に舗装点検要領を策定し、2021年度に1巡目点検が完了しました。
- 今般、2021年度までの点検や診断結果、措置状況等を「道路メンテナンス年報」としてとりまとめましたのでお知らせいたします。

1. 舗装の1巡目点検結果及び修繕実施状況 **新規** (p1～5)

- 国土交通省と47都道府県と20政令市が管理する重要物流道路などの重交通を担う道路について、2017年度～2021年度における点検結果及び修繕実施状況を集計しました。
- 2021年にて舗装の1巡目点検が終了し、国土交通省では100%(約59,000km)、都道府県・政令市では66%(約89,000km)の点検を実施済みです。
- 点検の結果、判定区分Ⅲ(修繕段階)の舗装の延長は、国土交通省:約7,000km、都道府県・政令市:約11,000kmで、このうち修繕等措置に着手した割合は、国土交通省:17%(約1,300km)、都道府県・政令市:19%(約2,000km)と舗装の修繕が低水準となっております。

2. 橋梁・トンネル・道路附属物等の点検・修繕実施状況(p6～18)

- 2巡目(2019年度～2021年度:3ヵ年)の点検実施状況は、橋梁:61%、トンネル:53%、道路附属物等:60%と、1巡目点検よりも着実に進捗しています。
- 1巡目点検で早期又は緊急に措置を講ずべき状態(判定区分Ⅲ・Ⅳ)の橋梁における地方公共団体の修繕等措置の着手率は65%、完了率は46%と低水準となっています。(2021年度末時点)
<参考>国土交通省:着手率91%、完了率53% 高速道路会社:着手率81%、完了率60%
- 判定区分Ⅲ・Ⅳである橋梁は次回点検まで(5年以内)に措置を講ずべきとしていますが、地方公共団体において5年以上経過していても措置に着手できていない橋梁は約3割あります。

3. 全国道路施設点検データベースにて老朽化対策の見える化を実施中(p19)

- 道路施設の老朽化やその対策状況のさらなる見える化を図るため、「全国道路施設点検データベース～損傷マップ～」にて道路施設の点検結果や措置状況等を地図上で公開中です。
【公開URL】<https://road-structures-map.mlit.go.jp/>
- より詳細な点検データ等については、「全国道路施設点検データベース」より有料公開を行っており、研究機関や民間企業等による技術開発の促進による維持管理の効率化・高度化を目指しています。
【公開URL】<https://road-structures-db.mlit.go.jp/>
- データについては順次更新を行い2021年度末時点のデータについても今後公開予定です。
道路メンテナンス年報は、以下のWebページにてご覧いただけます。

https://www.mlit.go.jp/road/sisaku/yobohozen/yobohozen_maint_index.html

<問い合わせ先>

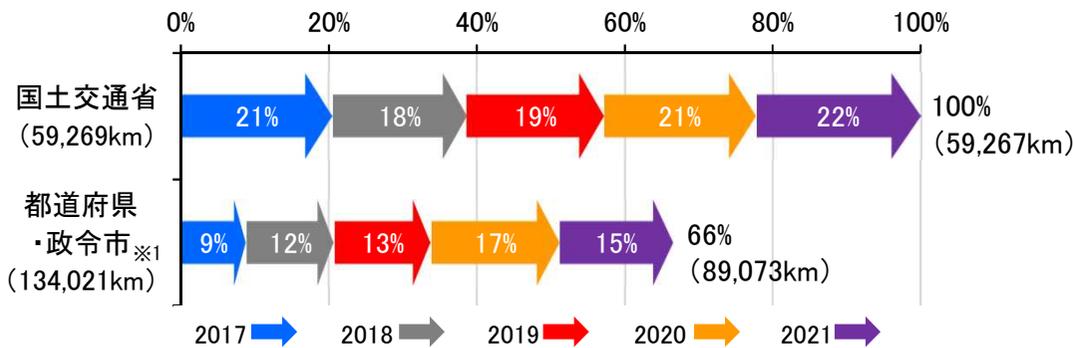
国土交通省道路局 国道・技術課 道路メンテナンス企画室 課長補佐 谷、小林(内線 37892、37863)

(代表) 03-5253-8111 (直通) 03-5253-8494 (FAX) 03-5253-1620

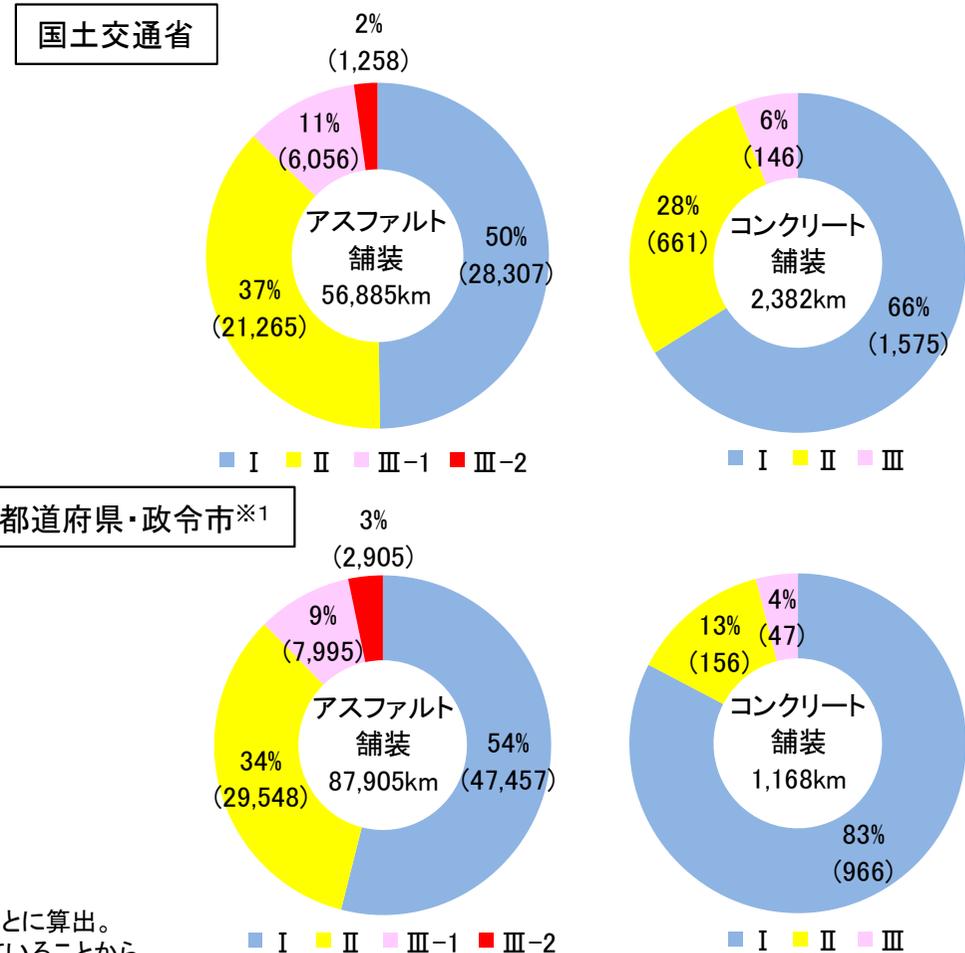
舗装の点検の実施状況

- 国土交通省が管理する道路及び47都道府県と20政令市が管理する重要物流道路などの重交通を担う道路について、2017年度～2021年度における点検状況を整理した。
- 舗装点検については2021年度に1巡目点検が完了し、国土交通省が管理する道路では約100%、都道府県・政令市※1が管理する道路では約66%で点検を実施済み。
- 判定区分Ⅲ（修繕段階）の割合は、アスファルト舗装で国土交通省：約13%、都道府県・政令市※1：約12%、コンクリート舗装で国土交通省：約6%、都道府県・政令市：約4%

■ 舗装の点検実施率（延べ車線延長※2）※3



■ 舗装の判定区分の割合 (km)



※四捨五入の関係で、年度毎の合計値とは一致しない場合がある。

判定区分（アスファルト舗装・コンクリート舗装）

<アスファルト舗装>

判定区分	状態
I	健全
II	表層機能保持段階
III	修繕段階
III-1	表層等修繕
III-2	路盤打換等

<コンクリート舗装>

判定区分	状態
I	健全
II	補修段階
III	修繕段階

※1：都道府県・政令市が管理する重要物流道路などの重交通を担う道路を対象としている。

※2：2022年3月末時点の延長のうち、供用後5年以内を除く。また一部の自治体では管理延長等をもとに算出。

※3：高速道路会社についてはサービス水準を高く設定しており、独自の厳しい基準で点検を実施していることから、国の舗装点検要領にあてはめることができないため集計していない。

※四捨五入の関係で、合計値と一致しない場合がある。

道路メンテナンス年報における舗装の集計方法

- 道路の舗装延長は約130万キロあり、重要物流道路などの重交通を担う道路(分類A・B)から生活道路まで幅広く、生活道路の舗装は損傷の進行が極めて遅いのに対して、重交通を担う道路では寿命が短い。
 - 重交通を担う道路において、路盤損傷に伴う表層修繕の繰り返しにより生じるコスト(ライフサイクルコスト、工事規制等による社会的影響等)を最小限にするため、早期の予防保全への移行を目指す。
- ⇒ **重交通を担う道路である分類A・Bに焦点を当てて見える化を図る。**

特性	分類	主な道路 (イメージ)	管理基準 ※1 ()内は直轄の基準	点検頻度	健全性の診断 ※2	車線延長 ※3
<ul style="list-style-type: none"> ・高速道路等 (高速走行など求められるサービスの水準が高い道路) 	A	高速道路	ひび割れ率 : 15~20% (20%以上) わだち掘れ量 : 20~25mm (25mm以上) IRI : 3.5mm/m (3.5mm/m以上)	道路管理者が5年に1回以上適切に実施	分類A・Bの判定区分 I (健全): 損傷レベルが小	計:約 41,100 km (高速管理:約 33,600 km) (直轄管理:約 5,000 km) (地方管理:約 2,500 km)
<ul style="list-style-type: none"> ・損傷の進行が早い道路等 (例えば大型車交通量が多い道路) 重要物流道路または 大型車1,000台・方向以上/日(目安) 	B	直轄国道	ひび割れ率 : 20~40% (40%以上) わだち掘れ量 : 20~40mm (40mm以上) IRI : 8mm/m (8mm/m以上)		(修繕段階): 損傷レベルが大	
<ul style="list-style-type: none"> ・損傷の進行が緩やかな道路等 (例えば大型車交通量が少ない道路) 	C	補助国道・県道		・更新時期や地域特性等に応じて道路管理者が適切に点検計画を作成する	分類C・Dの判定区分 I (健全): 損傷レベルが小	計:約 340,000 km
<ul style="list-style-type: none"> ・生活道路等 (損傷の進行が極めて遅く占用工事等の影響がなければ長寿命) 幅員5.5m未満の道路 	D	政令市一般市道 市町村道			II (表層機能保持段階): 損傷レベルが中	
合計					III (修繕段階): 損傷レベルが大	計:約 1,300,000 km

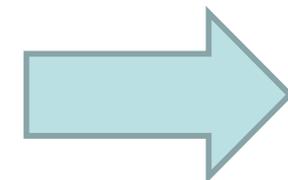
※1 一部の地方管理道路については、独自の管理基準を設定している場合がある
 ※2 コンクリート舗装の健全性の診断は、分類A~D共通して、判定区分Ⅰ~Ⅲで判定
 ※3 車線延長は一部センサデータ等による推計値を含む

舗装の修繕等措置の実施状況

- 1巡目(2017年度～2021年度)の点検で修繕段階にあると判定されたアスファルト舗装(判定区分Ⅲ)のうち、修繕着手の割合は、国土交通省:17%、都道府県・政令市*:19%
- 修繕段階にあると判定されたコンクリート舗装(判定区分Ⅲ)のうち、修繕着手の割合は、国土交通省:7%、都道府県・政令市*:7%

■アスファルト舗装における修繕実施状況(km)

管理者	措置が必要な延長(A)	措置に着手済の延長(B)	うち完了(C)	未着手延長	点検年度	2021年度末時点 措置着手率(B/A)、措置完了率(C/A)					
						0%	20%	40%	60%	80%	100%
国土交通省	7,314	1,262 (17%)	1,162 (16%)	6,052 (83%)	2017	26%	27%				
					2018	24%	25%				
					2019	17%	18%				
					2020	10%	12%				
					2021	5%	5%				
都道府県 ・政令市*	10,900	2,023 (19%)	1,722 (16%)	8,877 (81%)	2017	29%	32%				
					2018	27%	28%				
					2019	14%	18%				
					2020	12%	16%				
					2021	5%	8%				
合計	18,215	3,285(18%)	2,884(16%)	14,930(82%)							



アスファルト舗装の
判定区分Ⅲ-1・Ⅲ-2
内訳は次ページ

■コンクリート舗装における修繕実施状況(km)

管理者	措置が必要な延長(A)	措置に着手済の延長(B)	うち完了(C)	未着手延長	点検年度	2021年度末時点 措置着手率(B/A)、措置完了率(C/A)					
						0%	20%	40%	60%	80%	100%
国土交通省	146	10 (7%)	6 (4%)	136 (93%)	2017	11%	11%				
					2018	0.2%	1%				
					2019	10%	14%				
					2020	4%	13%				
					2021	0%	0%				
都道府県 ・政令市*	47	3 (7%)	3 (7%)	43 (93%)	2017	12%	12%				
					2018	0%	0%				
					2019	26%	26%				
					2020	0%	0%				
					2021	1%	1%				
合計	193	14(7%)	10(5%)	179(93%)							

※:都道府県・政令市が管理する重要物流道路などの重交通を担う道路を対象としている。

舗装の修繕等措置の実施状況(アスファルト舗装詳細)

- 修繕段階にあると判定されたアスファルト舗装について、表層等修繕が必要と判定された箇所(判定区分Ⅲ-1)のうち、修繕に着手した割合は、国土交通省:18%、都道府県・政令市*:14%
- 路盤打換等が必要と判定された箇所(判定区分Ⅲ-2)のうち、修繕に着手した割合は、国土交通省:15%、都道府県・政令市*:32%

■アスファルト舗装判定区分Ⅲ-1における修繕実施状況(km)

管理者	措置が必要な延長(A)	措置に着手済の延長(B)	うち完了(C)	未着手延長	点検年度	2021年度末時点 措置着手率(B/A)、措置完了率(C/A)					
						0%	20%	40%	60%	80%	100%
国土交通省	6,056	1,068 (18%)	988 (16%)	4,988 (82%)	2017	24%	25%				
					2018	26%	28%				
					2019	18%	19%				
					2020	10%	12%				
					2021	5%	6%				
都道府県 ・政令市*	7,995	1,080 (14%)	1,040 (13%)	6,915 (86%)	2017	26%	27%				
					2018	20%	20%				
					2019	12%	12%				
					2020	9%	9%				
					2021	5%	7%				
合計	14,051	2,148(15%)	2,028(14%)	11,903(85%)		完了済		着手済			

■アスファルト舗装判定区分Ⅲ-2における修繕実施状況(km)

管理者	措置が必要な延長(A)	措置に着手済の延長(B)	うち完了(C)	未着手延長	点検年度	2021年度末時点 措置着手率(B/A)、措置完了率(C/A)					
						0%	20%	40%	60%	80%	100%
国土交通省	1,258	194 (15%)	174 (14%)	1,064 (85%)	2017	33%	35%				
					2018	14%	15%				
					2019	13%	15%				
					2020	13%	16%				
					2021	3%	4%				
都道府県 ・政令市*	2,905	943 (32%)	682 (23%)	1,963 (68%)	2017	37%	45%				
					2018	46%	50%				
					2019	23%	38%				
					2020	22%	34%				
					2021	5%	11%				
合計	4,163	1,137(27%)	856(21%)	3,027(73%)		完了済		着手済			

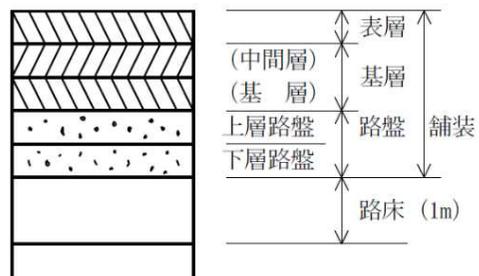
※: 都道府県・政令市が管理する重要物流道路などの重交通を担う道路を対象としている。

舗装の損傷事例

<アスファルト舗装>

判定区分Ⅲ：修繕段階

損傷レベル大：ひび割れやわだち掘れ、縦断凹凸等が生じており、表層あるいは路盤を含めた舗装打ち換え等の修繕措置が必要な状態



ひび割れ



わだち掘れ



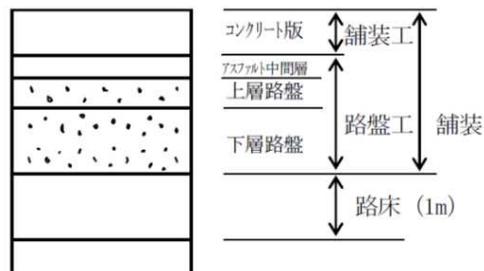
縦断凹凸

<アスファルト舗装の構成と各層の名称>

<コンクリート舗装>

判定区分Ⅲ：修繕段階

損傷レベル大：コンクリート版において、版央付近又はその前後に横断ひび割れが全幅員にわたっていて、一枚の版として輪荷重を支える機能が失われている可能性が高いと考えられる状態、または、目地部に段差が生じたりコンクリート版の隅角部に角欠けへの進展が想定されるひび割れが生じているなど、コンクリート版と路盤の間に隙間が存在する可能性が高いと考えられる状態



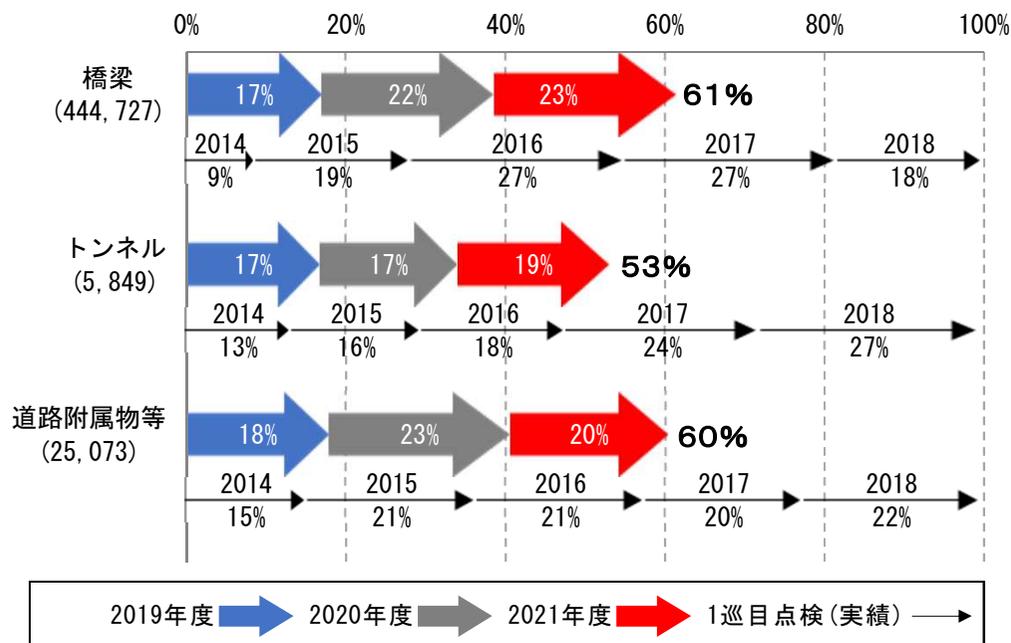
<コンクリート舗装の構成と各層の名称>

橋梁、トンネル等の点検実施状況・点検結果 2巡目(2019～2021年度)

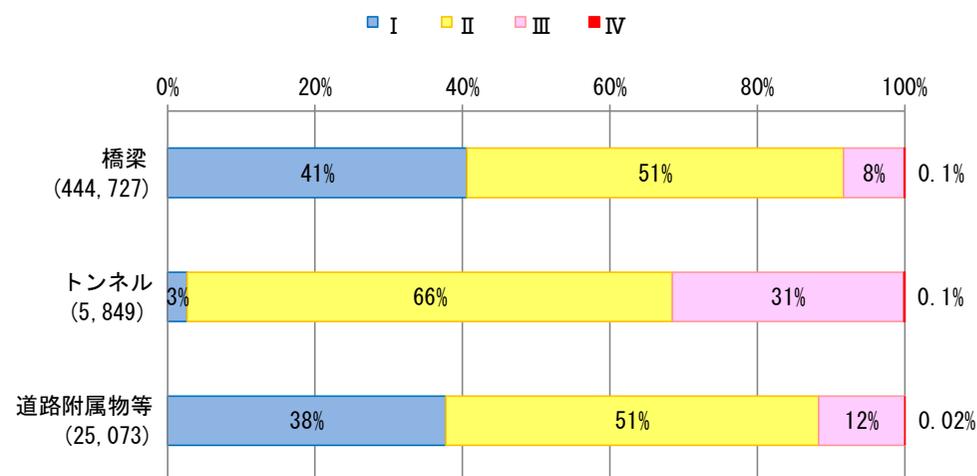
- 全道路管理者の2巡目(2019～2021年度)の点検実施状況は、橋梁:61%、トンネル:53%、道路附属物等※:60%
- 1巡目(2014～2018年度)の3年度目終了時と比較して、点検が進捗している。
- 全道路管理者の2019～2021年度の点検において、早期又は緊急に措置を講ずべき状態(判定区分Ⅲ・Ⅳ)の割合は、橋梁:8%、トンネル:31%、道路附属物等:12%

※道路附属物等:シェッド、大型カルバート、横断歩道橋、門型標識等

2巡目(2019～2021年度)の点検実施状況



2巡目(2019～2021年度)の点検結果



※()内は、2019～2021年度に点検を実施した施設数の合計。
※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

※()内は、2019～2021年度に点検を実施した施設数の合計。
※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

判定区分	状態
I 健全	構造物の機能に支障が生じていない状態。
II 予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。
III 早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。
IV 緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。

橋梁の損傷事例

判定区分Ⅲ

早期措置段階「構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態」



国管理 床版鉄筋露出
※床版：橋の裏側



地方自治体管理 主桁腐食



地方自治体管理 支承腐食

判定区分Ⅳ

緊急措置段階「構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態」



国管理 主桁腐食・欠損



地方自治体管理 床版鉄筋露出



地方自治体管理 橋脚洗掘

橋梁、トンネル等の点検結果・修繕等措置状況の集計について

	1巡目点検施設の 修繕等措置の実施状況 (2014年度～2018年度)	2巡目点検施設の 修繕措置等の実施状況 (2019年度～2021年度)	2021年度末時点における 点検結果に対する修繕等 措置の実施状況
点検結果の対象	1巡目(2014年度～2018年度)に点検を行った施設の点検結果	2巡目3年目まで(2019年度～2021年度)に点検を行った施設の点検結果	これまでに一度でも点検を行った施設の最新の点検結果
措置状況の対象	1巡目の点検結果に対して、現時点で修繕等措置を実施した状況	2巡目の点検結果に対して、現時点で修繕等措置を実施した状況	最新の点検結果に対して、現時点で修繕等措置を実施した状況
集計意図	次回定期点検まで(5年以内)に修繕等措置を講ずべきとしている。 <u>1巡目点検に対する修繕措置の進捗</u>	<u>2巡目点検の進捗と修繕措置の現状</u>	<u>最新の判定結果(現在判定Ⅰ～Ⅳがいくつあるのか)</u>
対象ページ	P9、10	P11、12	P13～16

1巡目点検で判定区分Ⅲ、Ⅳの橋梁の修繕等措置の実施状況

- 1巡目(2014年度～2018年度)の点検で早期に措置を講ずべき状態(区分Ⅲ)又は緊急に措置を講ずべき状態(区分Ⅳ)と判定された橋梁のうち、修繕等の措置に着手した割合は、2021年度末時点で国土交通省:91%、高速道路会社:81%、地方公共団体:65%、完了した割合は、国土交通省:53%、高速道路会社:60%、地方公共団体:46%
- 判定区分Ⅲ・Ⅳである橋梁は次回点検まで(5年以内)に措置を講ずべきとしているが、地方公共団体において5年以上経過していても措置に着手できていない橋梁は約3割ある。

管理者	措置が必要な施設数(A)	措置に着手済の施設数(B)	未着手施設数	2021年度末時点 措置着手率(B/A)、措置完了率(C/A)		(参考)2020年度末時点	
				点検年度	うち完了(C)	措置に着手済の施設数	うち完了
国土交通省	3,402	3,107 (91%)	295 (9%)	2014	1,805 (53%)	2,845 (83%)	1,439 (42%)
				2015			
				2016			
				2017			
				2018			
高速道路会社	2,539	2,068 (81%)	471 (19%)	2014	1,533 (60%)	1,669 (66%)	1,137 (45%)
				2015			
				2016			
				2017			
				2018			
地方公共団体	62,694	40,611 (65%)	22,083 (35%)	2014	28,589 (46%)	34,419 (55%)	21,912 (35%)
				2015			
				2016			
				2017			
				2018			
都道府県 政令市等	20,393	16,385 (80%)	4,008 (20%)	2014	11,168 (55%)	14,156 (69%)	8,437 (41%)
				2015			
				2016			
				2017			
市区町村	42,301	24,226 (57%)	18,075 (43%)	2014	17,421 (41%)	20,263 (48%)	13,475 (32%)
				2015			
				2016			
				2017			
合計	68,635	45,786(67%)	22,849(33%)	31,927(47%)	38,933(57%)	24,488(36%)	

↑: 2021年度末時点で次回点検までの修繕等措置の実施を考慮した場合に想定されるペース

2014年度点検実施(7年経過):100%、2015年度点検実施(6年経過):100%、2016年度点検実施(5年経過):100%、2017年度点検実施(4年経過):80%、2018年度点検実施(3年経過):60%

完了済

着手済

1巡目点検で判定区分Ⅲ、Ⅳのトンネルの修繕等措置の実施状況

- 1巡目(2014年度～2018年度)の点検で早期に措置を講ずべき状態(区分Ⅲ)又は緊急に措置を講ずべき状態(区分Ⅳ)と判定されたトンネルのうち、修繕等の措置に着手した割合は、2021年度末時点で国土交通省:96%、高速道路会社:95%、地方公共団体:85%、完了した割合は、国土交通省:81%、高速道路会社:88%、地方公共団体:62%
- 判定区分Ⅲ・Ⅳである橋梁は次回点検まで(5年以内)に措置を講ずべきとしているが、地方公共団体において5年以上経過していても措置に着手できていないトンネルは約1割ある。

管理者	措置が必要な施設数(A)	措置に着手済の施設数(B)	未着手施設数	2021年度末時点 措置着手率(B/A)、措置完了率(C/A)						(参考)2020年度末時点			
				点検年度	0%	20%	40%	60%	80%	100%	措置に着手済の施設数	うち完了	
国土交通省	513	495 (96%)	18 (4%)	2014				100%				463 (90%)	359 (70%)
				2015				95%			100%		
				2016				81%			100%		
				2017				62%			92%		
				2018				40%			84%		
高速道路会社	692	657 (95%)	35 (5%)	2014				95%				624 (90%)	551 (80%)
				2015				98%			100%		
				2016				98%			100%		
				2017				73%			92%		
				2018				57%			68%		
地方公共団体	3,205	2,728 (85%)	477 (15%)	2014				76%			88%	2,422 (76%)	1,535 (48%)
				2015				75%			91%		
				2016				75%			93%		
				2017				60%			89%		
				2018				44%			72%		
都道府県 政令市等	2,342	2,210 (94%)	132 (6%)	2014				84%			94%	2,001 (85%)	1,287 (55%)
				2015				77%			93%		
				2016				78%			96%		
				2017				65%			96%		
				2018				58%			91%		
市区町村	863	518 (60%)	345 (40%)	2014				62%			77%	421 (49%)	248 (29%)
				2015				61%			72%		
				2016				56%			75%		
				2017				35%			60%		
				2018				27%			50%		
合計	4,410	3,880(88%)	530(12%)					68%			88%	3,059(80%)	2,445(55%)

↑: 2021年度末時点で次回点検までの修繕等措置の実施を考慮した場合に想定されるペース

2014年度点検実施(7年経過):100%、2015年度点検実施(6年経過):100%、2016年度点検実施(5年経過):100%、2017年度点検実施(4年経過):80%、2018年度点検実施(3年経過):60%

完了済

着手済

2巡目点検で判定区分Ⅲ、Ⅳの橋梁の修繕等措置の実施状況

- 2巡目(2019年度～2021年度)の点検で早期に措置を講ずべき状態(区分Ⅲ)又は緊急に措置を講ずべき状態(区分Ⅳ)と判定された橋梁のうち、修繕等の措置に着手した割合は、2021年度末時点で国土交通省:37%、高速道路会社:28%、地方公共団体:30%、完了した割合は、国土交通省:4%、高速道路会社:7%、地方公共団体:8%

管理者	措置が必要な 施設数(A)	措置に着手済 の施設数(B)	未着手 施設数	2021年度末時点 措置着手率(B/A)、措置完了率(C/A)								
				点検年度	0%	20%	40%	60%	80%	100%		
国土交通省	2,395	895 (37%)	1,500 (63%)	うち完了(C)	106 (4%)	2019	9%			60%		
						2020	4%			43%		
						2021	1%			12%		
高速道路会社	1,663	459 (28%)	1,204 (72%)	110 (7%)	2019	12%			39%			
					2020	8%			31%			
					2021	1%			14%			
地方公共団体	32,893	9,916 (30%)	22,977 (70%)	2,627 (8%)	2019	15%			40%			
					2020	8%			32%			
					2021	2%			19%			
都道府県 政令市等	10,901	3,911 (36%)	6,990 (64%)	894 (8%)	2019	15%			48%			
					2020	9%			39%			
					2021	2%			22%			
市区町村	21,992	6,005 (27%)	15,987 (73%)	1,773 (8%)	2019	15%			36%			
					2020	8%			29%			
					2021	2%			18%			
合計	36,951	11,270(30%)	25,681(70%)	2,843(8%)								

完了済 着手済

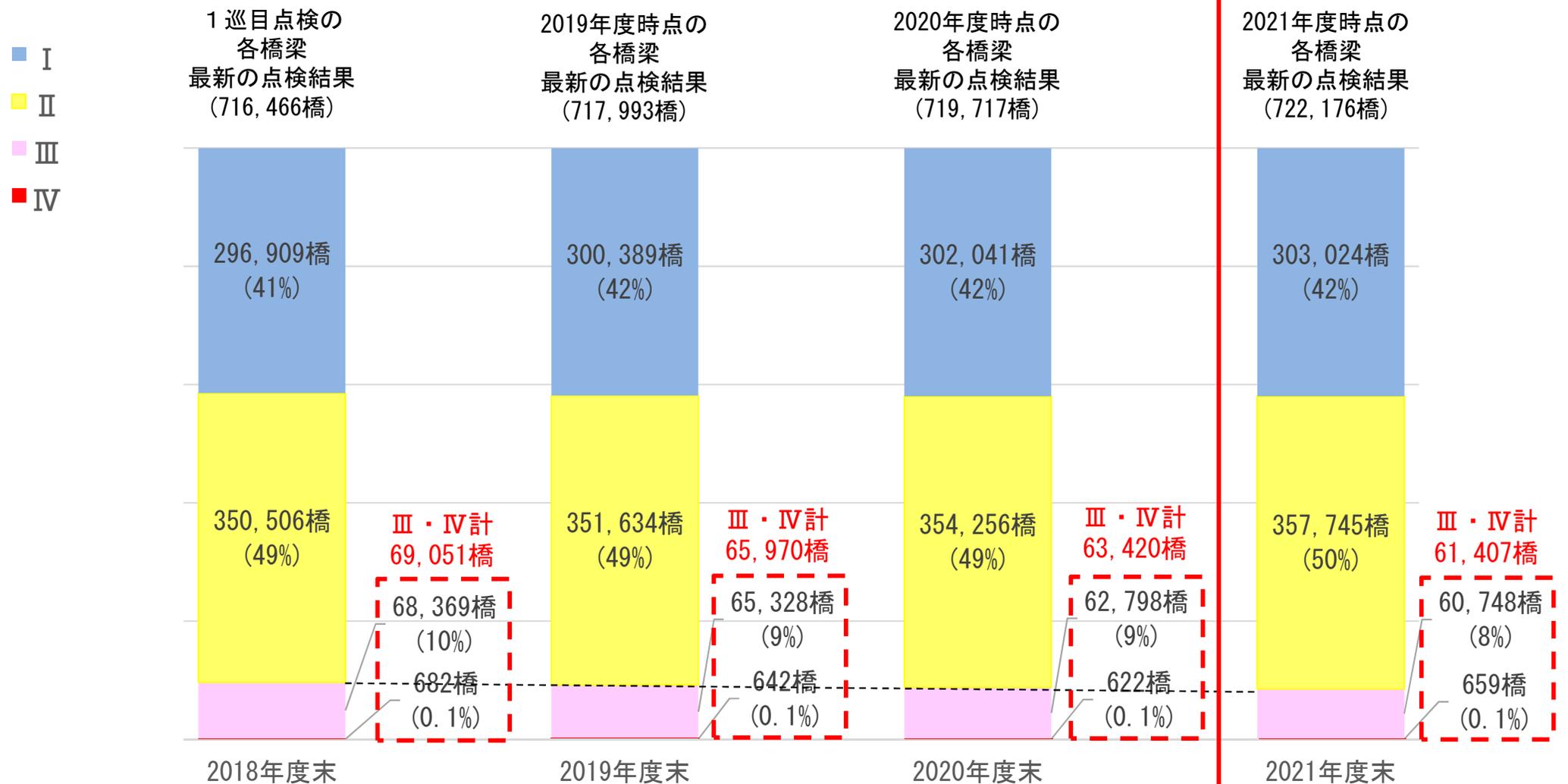
2巡目点検で判定区分Ⅲ、Ⅳのトンネルの修繕等措置の実施状況

- 2巡目(2019年度～2021年度)の点検で早期に措置を講ずべき状態(区分Ⅲ)又は緊急に措置を講ずべき状態(区分Ⅳ)と判定されたトンネルのうち、修繕等の措置に着手した割合は、2021年度末時点で国土交通省:69%、高速道路会社:55%、地方公共団体:58%、完了した割合は、国土交通省:6%、高速道路会社:17%、地方公共団体:11%

管理者	措置が必要な施設数(A)	措置に着手済の施設数(B)	未着手施設数	2021年度末時点 措置着手率(B/A)、措置完了率(C/A)						
				点検年度	0%	20%	40%	60%	80%	100%
国土交通省	293	203 (69%)	90 (31%)							
				2019	13%				80%	
				2020	5%				65%	
高速道路会社	242	132 (55%)	110 (45%)							
				2019	23%				59%	
				2020	8%				50%	
地方公共団体	1,307	757 (58%)	550 (42%)							
				2019	29%				80%	
				2020	8%				66%	
都道府県 政令市等	1,117	680 (61%)	437 (39%)							
				2019	32%				86%	
				2020	8%				68%	
市区町村	190	77 (41%)	113 (59%)							
				2019	15%				57%	
				2020	9%				43%	
合計	1,842	1,092(59%)	750(41%)							

2021年度末時点での橋梁の判定区分毎の施設数と割合

- 2021年度末時点での点検結果では判定区分の割合は、Ⅰ：42%、Ⅱ：50%、Ⅲ：8%、Ⅳ：0.1%であり、修繕等が必要な判定区分Ⅲ・Ⅳの橋梁は61,407橋であった。
- 1巡目点検結果から推移を見ると年々判定区分Ⅲ・Ⅳの橋梁数は着実に減少している。



※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。
 ※判定Ⅳの施設については、早急に通行止めや通行規制等の緊急措置を行っている。

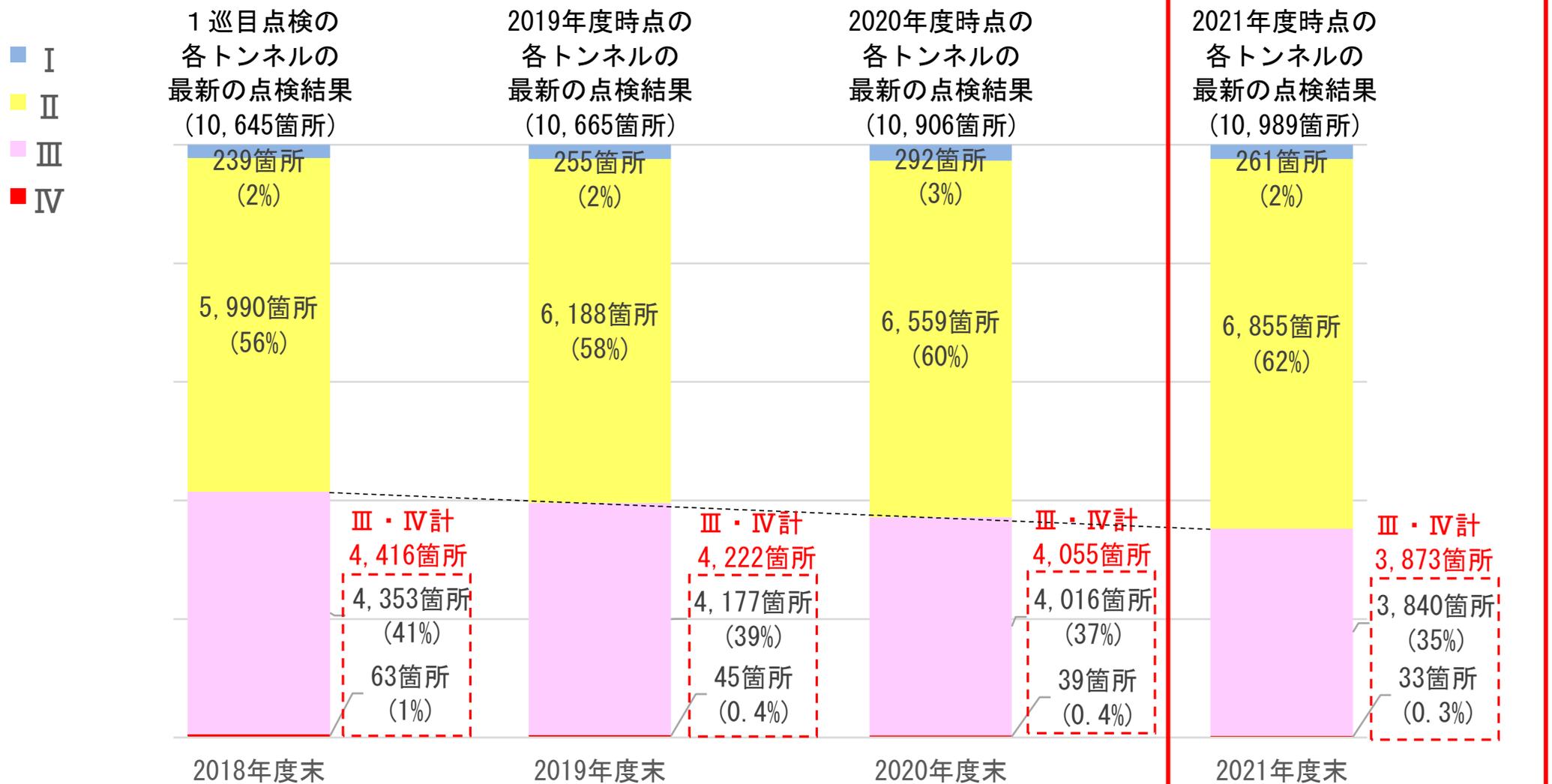
2021年度末時点の点検にて判定区分Ⅲ、Ⅳの橋梁の修繕等措置実施状況

○ 2021年度末時点の点検で早期に措置を講ずべき状態(区分Ⅲ)又は緊急に措置を講ずべき状態(区分Ⅳ)と判定された橋梁のうち、修繕等の措置に着手した割合は、国土交通省:54%、高速道路会社:43%、地方公共団体:41%、完了した割合は、国土交通省:12%、高速道路会社:21%、地方公共団体:18%

管理者	措置が必要な 施設数(A)	措置に着手済 の施設数(B)	うち完了(C)	未着手 施設数
国土交通省	3,857	2,072 (54%)	470 (12%)	1,785 (46%)
高速道路会社	2,878	1,248 (43%)	615 (21%)	1,630 (57%)
地方公共団体	54,672	22,322 (41%)	9,678 (18%)	32,350 (59%)
都道府県 政令市等	18,540	9,697 (52%)	4,046 (22%)	8,843 (48%)
市区町村	36,132	12,625 (35%)	5,632 (16%)	23,507 (65%)
合計	61,407	25,642(42%)	10,763(18%)	35,765(58%)

2021年度末時点でのトンネルの判定区分毎の施設数と割合

- 2021年度末時点での点検結果では判定区分の割合は、Ⅰ：2%、Ⅱ：62%、Ⅲ：35%、Ⅳ：0.3%であり、修繕等が必要な判定区分Ⅲ・Ⅳのトンネルは3,873箇所であった。
- 1巡目点検結果から推移を見ると年々判定区分Ⅲ・Ⅳのトンネルは着実に減少している。



※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。
 ※判定Ⅳの施設については、早急に通行止めや通行規制等の緊急措置を行っている。

2021年度末時点の点検にて判定区分Ⅲ、Ⅳのトンネルの修繕等措置実施状況

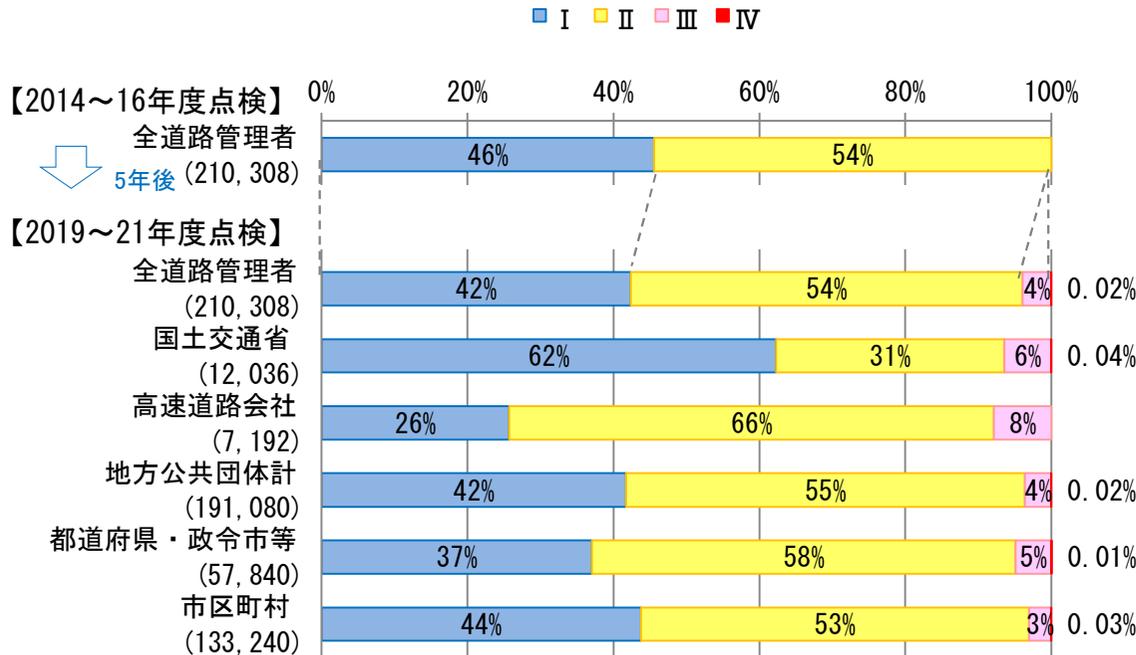
○ 2021年度末時点の点検で早期に措置を講ずべき状態(区分Ⅲ)又は緊急に措置を講ずべき状態(区分Ⅳ)と判定されたトンネルのうち、修繕等の措置に着手した割合は、国土交通省:76%、高速道路会社:72%、地方公共団体:69%、完了した割合は、国土交通省:23%、高速道路会社:48%、地方公共団体:33%

管理者	措置が必要な 施設数(A)	措置に着手済 の施設数(B)	うち完了(C)	未着手 施設数
国土交通省	450	343 (76%)	103 (23%)	107 (24%)
高速道路会社	491	353 (72%)	238 (48%)	138 (28%)
地方公共団体	2,932	2,033 (69%)	967 (33%)	899 (31%)
都道府県 政令市等	2,165	1,651 (76%)	785 (36%)	514 (24%)
市区町村	767	382 (50%)	182 (24%)	385 (50%)
合計	3,873	2,729(70%)	1,308(34%)	1,144(30%)

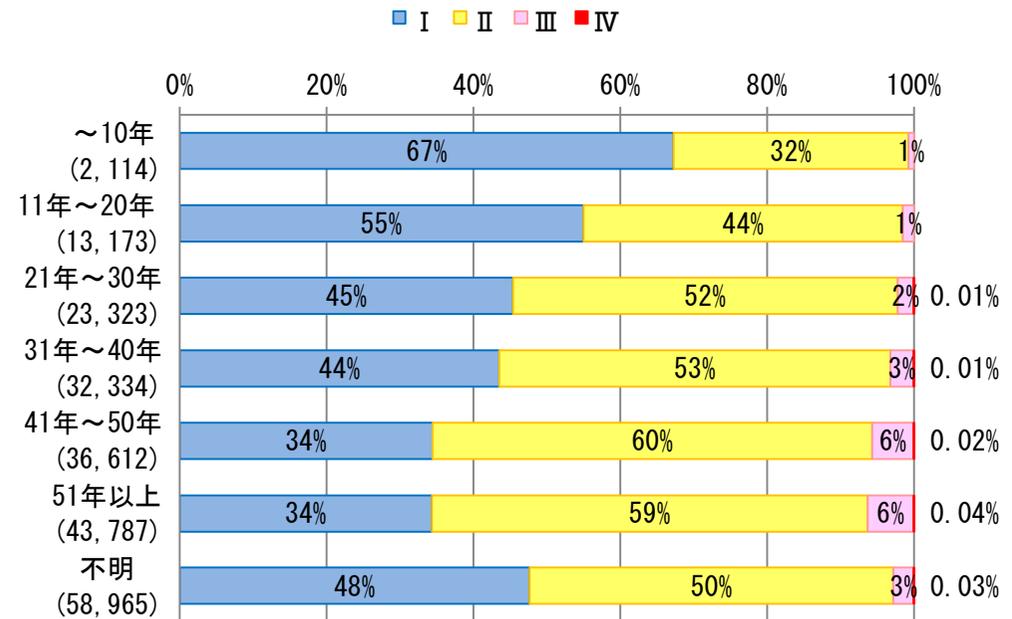
1巡目から2巡目点検における判定区分Ⅰ・Ⅱの遷移状況(橋梁)

- 1巡目の2014年度～2016年度点検で健全又は予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態(区分Ⅰ・Ⅱ)と判定された橋梁のうち、修繕等の措置を講じないまま、5年後の2019年度～2021年度点検において、早期又は緊急に措置を講ずべき状態(区分Ⅲ・Ⅳ)へ遷移した橋梁の割合は全道路管理者合計で4%
- 建設後経過年数に比例して、判定区分Ⅰ・Ⅱから判定区分Ⅲ・Ⅳに遷移した割合が高くなっている。

道路管理者別の遷移状況



建設後経過年数別の遷移状況 (全道路管理者合計)



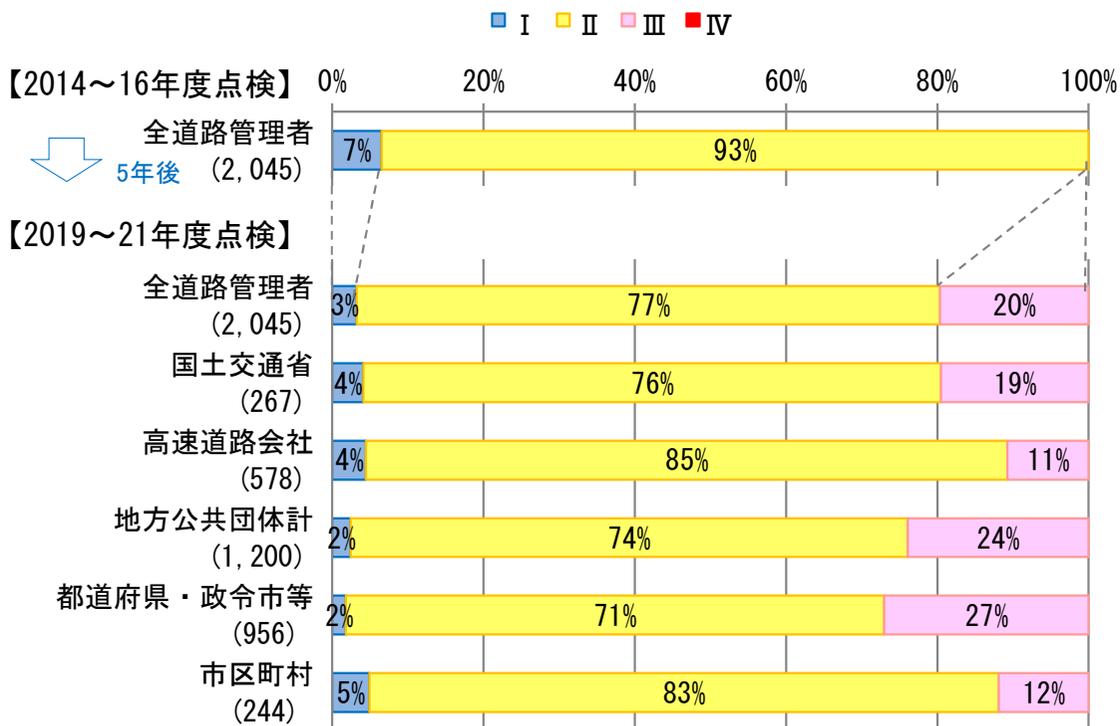
※()内は、1巡目点検(2014年度～2016年度)の結果が判定区分ⅠまたはⅡとなった橋梁のうち、修繕等の措置を講じないまま5年後の2019年度～2021年度に点検を実施した橋梁の合計。

※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

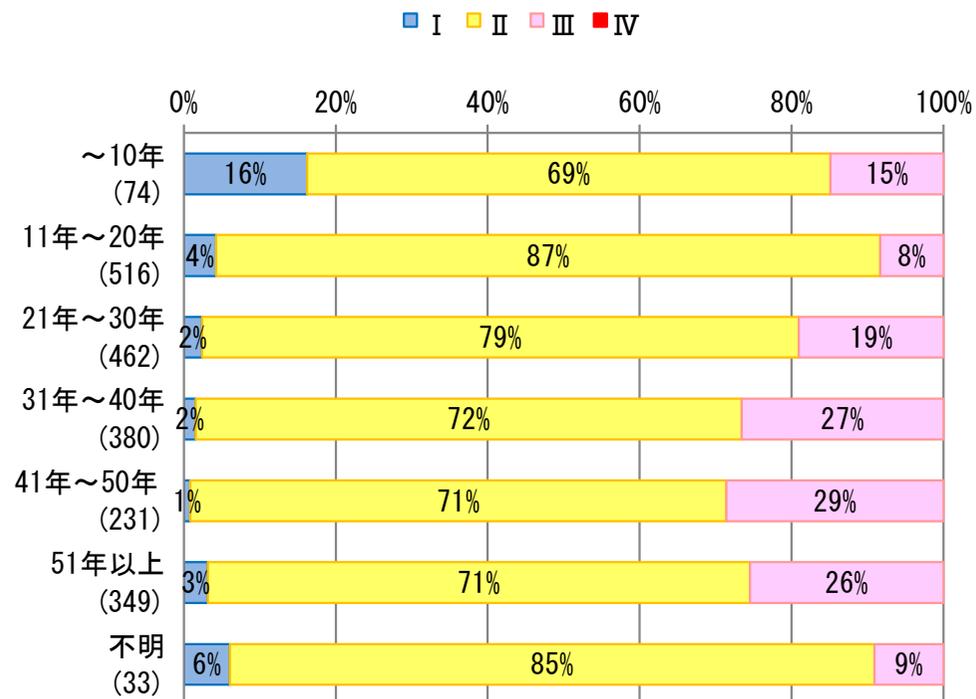
1巡目から2巡目点検における判定区分Ⅰ・Ⅱの遷移状況(トンネル)

- 1巡目の2014年度～2016年度点検で健全又は予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態(区分Ⅰ・Ⅱ)と判定されたトンネルのうち、修繕等の措置を講じないまま、5年後の2019年度～2021年度点検において、早期又は緊急に措置を講ずべき状態(区分Ⅲ・Ⅳ)へ遷移したトンネルの割合は全道路管理者合計で20%
- 建設後経過年数に比例して、判定区分Ⅰ・Ⅱから判定区分Ⅲ・Ⅳに遷移した割合が高くなっている。

道路管理者別の遷移状況



建設後経過年数別の遷移状況 (全道路管理者合計)



※()内は、1巡目点検(2014年度～2016年度)の結果が判定区分ⅠまたはⅡとなったトンネルのうち、修繕等の措置を講じないまま5年後の2019年度～2021年度に点検を実施したトンネルの合計。

※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

全国道路施設点検データベースにて老朽化対策の見える化

- 老朽化対策のさらなる見える化を図るため、「全国道路施設点検データベース～損傷マップ～」にて橋梁、トンネル、道路附属物等の諸元や点検結果、措置状況等を地図上で公開中。
- より詳細な点検データ等については、「全国道路施設点検データベース」により有料公開を行っており、研究機関や民間企業等による技術開発の促進による維持管理の効率化・高度化を目指しています。
- データについては順次更新を行い2021年度末時点のデータについても今後公開予定。

全国道路施設点検データベース～損傷マップ～

【全国道路施設点検データベース～損傷マップ～（閲覧画面）】

施設アイコンをクリックで諸元・点検データ等の表示が可能

施設・管理者ごとの表示や、対策状況・判定区分で色分け表示が可能

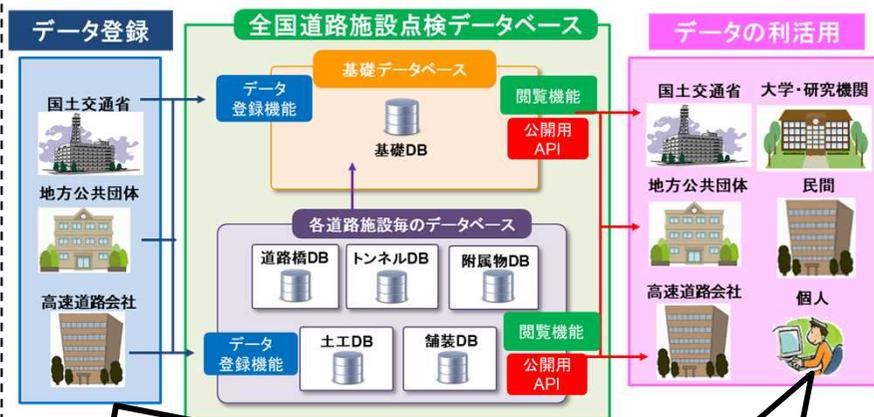
概要情報	
種類	道路橋
施設名称	多摩川大橋
フリガナ	(マタ)オオハシ
路線名	国道1号
管理者区分	国
管理者名	関東地方整備局
管理事務所	横浜国道事務所
都道府県	東京都
市町村	大田区
位置(緯度)	35.55729
位置(経度)	139.69654
架設年度	1949
橋長(m)	435.8
幅員(m)	25.8
点検実施年度	2019
判定区分	Ⅲ
措置状況	措置完了済み

【公開URL】 <https://road-structures-map.mlit.go.jp/>



全国道路施設点検データベース

【全国道路施設点検データベース（イメージ）】



道路管理者がデータを登録

データの利用は誰もが可能
(有料・要申請)

【公開URL】

<https://road-structures-db.mlit.go.jp/>

